

平成19年度税制改正のポイントーリスクと保険関係**I. 法人税関係****1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し** (法人税)

【内容】中小企業の活性化のため、適用除外基準の見直しが行われた。

対象法人	同族関係者 1 グループで株式等を90%以上保有し、かつ、 常務に従事する同族関係者の役員が、 常務に従事する全役員数の過半数である法人	
損金算入 制限措置	オーナー役員（業務主宰役員）の給与について、給与所得控除額相当部分を 法人税法上損金不算入とする	
適用除外	改正前	改正後
	①基準所得金額が <u>800万円以下の法人</u> ②基準所得金額が <u>800万円超3,000万円以下</u> 、かつ、 オーナー役員給与が基準所得金額の 1 / 2 以下である法人	①基準所得金額が <u>1,600万円以下の法人</u> ②基準所得金額が <u>1,600万円超3,000万円以下</u> 、かつ、 オーナー役員給与が基準所得金額の 1 / 2 以下である法人 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">平成19年4月1日開始事業年度より適用</div>

(注) 基準所得金額とは法人の課税所得とオーナー役員給与の合計額をいう。

2. 役員給与の取扱い (法人税)**【内容】**

以下の要件に該当する役員給与は損金算入できる（ただし、以下の要件に該当しても、不相当に高額な部分は損金不算入となる）。

① 定期同額給与

支給期間が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与等

改正点 … 職制上の地位の変更により改訂された定期給与について、改定前の期間に同額の給与を支給し、改定後の期間もその改定後の給与が同額であれば、全体を定期同額給与として取り扱うこととされた。**② 事前確定届出給与**

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給するとしてあらかじめ税務署長に届け出ている給与

改正点 … ①届出期限が株主総会の日から1月以内か、職務執行の開始する会計年度開始から4月以内のいずれか早い日（改正前は株主総会の日か、会計期間開始後3ヵ月以内のいずれか早い日）。**②非常勤役員に対する年払いまたは半年払い支給の給与**非常勤役員に対し、年払いまたは半年払いで支給する給与については、厳密に言えば定期同額給与には該当しないが、事前確定届出は不要。

3. 中小同族会社の留保金課税の撤廃 (法人税)

【内容】中小同族会社の内部留保の充実を図ることで中小企業の活性化を促す。

適用開始時期：平成19年4月1日以後開始事業年度

資本金1億円以下の中小同族会社について、同族会社の留保金課税の適用除外となった。

改正後、同族会社の留保金課税の適用を受ける法人は次のとおりとなる。

対象同族会社	筆頭株主グループの持株割合（議決権割合）50%超の資本金1億円超の法人	
留保控除額 (最も大きい金額)	所得基準	所得等の金額の40%
	定額基準	2,000万円
	積立基準	資本金×25%－利益積立金

II. 相続・贈与関係**1. 特定非上場会社株式に係る相続時精算課税の特例** (相続税)

【内容】

(主な適用要件)

- ①適用期間：平成19年1月1日から平成20年12月31日までの贈与。
- ②年間贈与額：その年中に取得した1つの銘柄の同族株式の価額の合計額が500万円以上。
- ③特定同族法人要件：発行済株式等の総額が20億円未満の特定非上場会社を対象とする。
ただし、代表者が2人以上いないこと。清算中の会社でないこと。種類株式発行会社である場合には、黄金株について定款の定めを設けていないこと。
- ④贈与者（親）：60歳以上の直系尊属である推定被相続人であること。
その同族会社の代表者であること。
その同族会社の株式等の保有割合と議決権が50%超であること。
- ⑤受贈者（子）：上記贈与者要件を満たす贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
また下記の2つの要件を満たしているかを特例選択適用後4年経過時点で判断する。
 - 1) 受贈者（子）の株式等の保有割合と議決権が50%超
 - 2) 受贈者（子）がその会社の代表者として会社の経営に従事
- ⑥特定同族株式要件：議決権の制限がないこと。
その株式にかかる法人株式全てが上場されていないこと。

(対象例) 中小企業者のオーナー経営者が自社株式を後継者である子（4年以内に代表者となる者）に贈与する場合など。

(贈与時) 贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、通常の特別控除枠2,500万円にさらに500万円（年間株式価額の合計額）を上乗せし3,000万円まで引き上げる。

贈与額が3,000万円を超えた場合は、超えた部分の20%で贈与税を納付する。

	通常の相続時精算課税	特定非上場会社株式に係る特例
贈与者の年齢要件	65歳以上	60歳以上
特別控除額	2,500万円	3,000万円

(相続時) 贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

注意点：この特例は小規模宅地等の課税価額の特例及び、特定受贈同族株式会社株式等の相続税の課税価格の特例との併用適用ができない。

2. 外国保険業者の生命保険金の課税 (相続税)**【内容】**

契約者（保険料負担者）と被保険者が被相続人である生命保険金は、相続税の対象とみなされる。その場合「日本において保険業法に基づく免許を受けた保険業者と締結をした生命保険契約」に係る死亡保険金が課税対象とみなされていたが、改正により日本の保険業法の免許を受けていない外国の保険業者と締結をした生命保険契約の保険金等に対して、相続または遺贈により取得したものとみなして相続税が課税される。

3. 仮装隠蔽財産に係る相続税の配偶者控除（税額軽減措置）の見直し (相続税)**【内容】**

相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が仮装隠蔽していた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合であっても、その仮装隠蔽していた財産に伴い増加する税額については配偶者の税額軽減措置は適用されないこととなった。これにより、配偶者が仮装隠蔽した財産が判明した場合、相続税の総額が増加し、その結果この相続に係るすべての相続人の税額も増加する。

配偶者の税額軽減の適用可否

仮装隠蔽財産の取得者	改正前	⇒ 改正後
① 配偶者	適用不可	適用不可
② 子（配偶者以外の者）	適用可	適用不可

- ① 配偶者が仮装隠蔽財産を取得する場合は、従来どおり、配偶者の税額軽減の適用を受けられない。
- ② 子（配偶者以外の者）が仮装隠蔽財産を取得する場合は、従来は配偶者の税額軽減の適用を受けられていたが、今回の改正により配偶者の税額軽減の適用を受けられないこととなる。

4. 種類株式の評価方法の明確化 (相続税)

【内容】 会社法の下で種類株式の活用の幅が広がったため、税法上、種類株式の評価方法について3つの種類株式について明確にされた。

① 配当優先の無議決権株式

普通株式と同様に評価することを原則とする。

（純資産価額方式の場合は配当優先の度合いにかかわらず普通株式と同額評価）

ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提の下に、以下の方法で評価することができる。

- ・ 無議決権株式について普通株式評価額から、5%評価減する。
- ・ 同時にその評価減した分を議決権株式の評価額に加算する。

※同族株主が相続により取得した株式に限るものとし、その株式を取得した同族株主全員の同意を条件とする。

② 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株）

以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株は、社債に準じた評価（発行価額）により評価される。ただし既経過利息に相当する配当金の加算は行わない。

- ・ 配当優先
- ・ 一定期間後に発行会社が発行価額で取得
- ・ 無議決権
- ・ 残余財産分配は発行価額が上限
- ・ 普通株式への転換権なし

③ 拒否権付株式

拒否権付株式（普通株式＋拒否権）は普通株式と同様に評価する。

	① 配当優先の無議決権株式	② 社債類似株式	③ 拒否権付株式
株式の条件・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配当優先 ・無議決権 	<p>（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当優先 ・無議決権 <p>※一定期間後に発行会社が発行価額で取得 ※残余財産分配は発行価額が上限 ※普通株式への転換権なし</p>	<p>（普通株式＋拒否権）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拒否権
評価方法原則	<p><u>普通株式と同様の評価</u> （純資産価額方式の場合は配当優先の度合いにかかわらず普通株式と同額評価）</p>	<p><u>社債に準じた評価</u> （発行価額に基づく評価）</p>	<p><u>普通株式と同様の評価</u></p>
選択適用	<p>条件を満たす場合には、相続時の納税者による選択適用可</p> <p>①無議決権株式 →普通株式評価額から5%評価減</p> <p>②同時に①の5%評価減分を議決権株式の評価額に加算</p> <p><条件></p> <p>(1) 相続人全体の相続税評価総額が不変であること。 (2) 同族株主が相続により取得した株式に限る。 (3) その株式を取得した同族株主全員が同意すること。</p>		
典型的活用法	<p>具体例(1)</p> <p>①配当優先の無議決権株式、または②社債類似株式を発行して無議決権株式を非後継者に相続させ、議決権のある普通株式を後継者に相続させる。</p> <p>→（効果：経営権の集中と財産分配の両立） 財産の大半が自社株式である中小企業オーナー経営者が後継者に経営権を集中させたいが、複数の相続人がいる場合に活用できる。</p> <p>具体例(2)</p> <p>中小オーナー経営者が③拒否権付株式を発行・保有し、後継者への権限委譲後一定期間は保有しておく。</p> <p>→（効果：承継後の経営安定） 中小オーナー経営者が承継後の経営安定のため、一定期間は後継者の独断専行経営を妨げる形にしておきたい場合に活用できる。</p>		

5. 信託法改正による信託税制の創設

(所得税・贈与税・相続税・法人税)

【内容】平成18年12月、84年ぶりに信託法が抜本的に見直しにより改正され、新信託法において新しい信託形態が実現可能となったため、これに伴い税制も創設された。

(1) 信託とは(従来制度)

信託とは、財産の持ち主が信頼できる相手にその財産を引き渡し、管理や運営、処分を託す(委ねる)ことである。所有権や名義そのものが託された者(受託者)に移転し、もともとの持ち主は所有権を失うのであるがその財産が生み出す利益を得る権利(受益権)を受取る制度。

従来の税制は下記のとおりである。(基本的には信託法改正後もこの税制を踏襲する。)

① 自益信託《委託者(もとの財産の持主)が受益者である場合》の税制

- ・信託をしたとき・・・財産の所有権が受託者に移転するが、委託者にも受託者にも課税はない。
- ・信託期間中の収益・・・受益者(=委託者)の所得税または法人税
- ・信託が終了したとき・信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは信託終了時に委託者から贈与により、取得したものとみなす。

② 他益信託《受益者や財産帰属者が委託者(もとの財産の持主)でない場合》

- ・信託をしたとき・・・受益者に贈与税課税
- ・信託期間中の収益・・・受益者の所得税
- ・信託が終了したとき・信託財産の帰属権利者が委託者以外の者であるときは信託終了時に委託者から贈与により取得したものとみなす。

③ 受託者(財産を託された者)に対する課税

- ・実質所得者課税の原則から単なる名義人である受託者には課税せず受益者に課税する。
- ・受益者が特定されていない、または存在していない場合は委託者を課税の対象とする。
- ・合同運用信託や証券投資信託等は収益の分配時に利子所得または配当所得として課税する。

(2) 改正内容

新たに創設された信託制度でFPとして知っておきたいものには次のものがある。

- ① 目的信託 (受益者等を特定しない信託のこと)
- ② 受益者連続型信託 (跡継ぎ遺贈型)
- ③ 自己信託 (信託宣言)
- ④ 事業信託

なお、自己信託(信託宣言)については、財産隠しや赤字隠しによる粉飾問題に対応する会計基準等の整備をする必要がある。そのため、新信託改正法の施行から1年間は準備期間として適用が凍結される。

① 目的信託

受益者を特定しない信託でその契約方法については、①信託契約(生前に契約を結ぶ)による目的信託と、②遺言による目的信託がある。たとえば、「自分の死後、ペットの飼育に財産を使ってほしい」「自分の死後、自分の住居を記念館として管理してほしい」「特定の企業の発展に貢献した人に奨励金を出すことに財産を使ってほしい」等の使い道のみ指定された信託等で、受益者が存在しない信託をすることができることとなった。なお、これらの目的信託は20年を超えて存続はできない。

1) 信託契約による目的信託の課税関係

信託設定時	委託者側に対しみなし譲渡課税または寄付金課税し、受託者は受贈益課税を受ける。
信託期間中	信託財産から生ずる利益に対し受託者が法人税課税を受ける。
受益者が存在することとなったとき	その受益者に受贈益課税
信託終了時	残余財産を取得した帰属権利者に所得税または法人税を課す。

2) 遺言による目的信託の課税関係

相続開始時	受託者は受贈益課税を受ける。その受託者に対して適用される法人税率と相続税率の差を狙った租税回避行為に対しては、受託者に相続税等を課税(法人税との二重課税部分は控除)する。
信託期間中	信託財産から生ずる利益に対し受託者が法人税課税を受ける。
受益者が存在することとなったとき	その受益権の移転については非課税とし、受託者課税を継続する(ただし、受益者が特定した時に世代飛ばしとなる場合は受益者に贈与税が課税される)。
信託終了時	残余財産を取得した帰属権利者に所得税または法人税を課す。

② 受益者連続信託

受益者連続型信託とは、たとえば「A（委託者＝被相続人）の死亡後はB（相続人等）を受益者とし、Bの死亡後はCを受益者とする。」などの定めのある信託である。新信託法上はCに移転したとき、委託者Aから受益者Cに財産が移転したものとされる。

- ・ 課税関係・・・Bの死亡後、Cに移転したとき委託者Aはすでに死亡しているため、現行の相続税では課税できない。そこで税制改正により、受益者Bから受益者Cが遺贈により取得したものとして相続税が課税されることとなった。

③ 自己信託（信託宣言）

自分で自分の財産を信託し、自分自身が受託者となれる制度である。

たとえば、親が子どもの養育費として財産の一部を自分に信託し、子どもが成人するまで他の財産とは分別管理するケースが考えられる。信託には倒産隔離機能があるため、仮に親が破綻しても信託財産は債権者から保護され、子のために財産を残すことができる。

また、通常、リース会社等のように多数の債権を保有する会社は貸付債権を信託銀行に信託し、債権の回収金を受け取る権利（受益権）を投資家に販売している。自己信託を利用し、信託銀行の作業を自分で行うことにより、信託銀行に支払う手数料が不要になり、かつ、債権者の名義が変わらないことで、借り手の抵抗感が回避されるというメリットがある。

④ 事業信託

従来、「資産」だけが信託の対象となっていたが、「負債」も信託できることとなった。たとえば、メーカーが複数ある製造部門のひとつを信託し、その受益権を投資家に販売し、その特定の製造部門の資金調達をすることができる。仮にその特定の部門で損失が出ても本体の会社には影響しない。

ただし、信託を利用した法人税の租税回避行為に対応するため、下記の自己信託では受託者に課税される。

- 1) 重要な事業の信託の全部または一部を信託し、受益権の過半数を委託者であるその法人の株主に交付することが見込まれる信託には法人税課税を行う。(法人が本来行っている事業が信託され、その受益権がその法人の株主に交付された場合は、事業収益に対し法人税が課税できない。)
- 2) 信託の受益権をその法人の特殊関係会社等に保有させる信託で、損益操作が可能である自己信託には法人税課税を行う。たとえば、親会社が黒字で子会社が赤字の場合、親会社の黒字部門について自己信託等を設定し、受益権を赤字会社である子会社等に取得させれば子会社の赤字と受益権の黒字を相殺することにより、法人税の回避が可能である。このような損益分配の操作が可能である自己信託には法人税課税を行う。
- 3) 長期間継続する事業を自己信託等することにより、その事業に係る法人税を回避できる信託(20年を超えるもの)には法人税課税を行う。

平成18年度税制改正による平成19年度実施項目

1. 税率構造の見直しによる税源移譲

平成19年分以後の税率

所得 税 (千円未満切捨て)			個人住民税	
課税所得	税率	控除額	一 律	
～ 195万円	5%	—	都道府 市町村 住民税計 県民税 民税 4% + 6% = 10%	均等割 4,000 円
195万円 ～ 330万円	10%	97,500円		
330万円 ～ 695万円	20%	427,500円		
695万円 ～ 900万円	23%	636,000円		
900万円 ～ 1,800万円	33%	1,536,000円		
1,800万円 ～	40%	2,796,000円		

2. 平成18年までに居住した者の住宅ローン控除に係る住民税の規定 (住民税)

平成19年以後の所得税と住民税の税率構造の改正により、平成19年以降は低中所得者層の算出所得税額が減り、その代わり住民税が増えることになる。

本来であれば、住宅ローン控除は所得税のみに適用されるが、ローン控除額を所得税で控除しきれないケースも生じるため、平成19年、20年に住宅ローンを組んで住宅を取得し居住し始めた者については、平成19年度税制改正により、年間控除率は低い控除期間を長くすることで対応することとなった(現行のローン控除と選択適用)。

一方、平成18年までに居住し始めた者については、所得税で控除しきれなかったローン控除部分を住民税で受けることができる。ただし、この住民税から減額する手続きは、納税者が自分で市へ申請しなければならない。

3. 退職所得に係る住民税 (住民税)

退職所得に係る住民税については平成19年1月特別徴収分より、課税対象金額に一律10%を乗じて求めた住民税額から1/10を控除した額が特別徴収税額となる。

4. 定率減税廃止 (所得税・住民税)

5. 地震保険料控除

(所得税・住民税)

平成18年度税制改正により、損害保険料控除から地震保険料控除に改組された。

<所得税(平成19年分より)>

保険料等の区分		保険料等の額	控除額	限度額
①	地震保険料	5万円以下	保険料・掛金の合計額	5万円
		5万円超	5万円	
経過措置	②平成18年までに契約した長期損害保険料	1万円以下	保険料・掛金の合計額	1.5万円
		1万円超～2万円以下	(保険料・掛金の合計) × 1/2 + 5,000円	
		2万円超	1.5万円	
	上記①と②がある場合	5万円以下	①、②それぞれ計算した額の合計	5万円
5万円超	5万円			

<個人住民税(平成20年度分より)>

保険料等の区分		保険料等の額	控除額	限度額
①	地震保険料	5万円以下	保険料・掛金の合計額の1/2	2.5万円
		5万円超	2.5万円	
経過措置	②平成18年までに契約した長期損害保険料	5千円以下	保険料・掛金の合計額	1万円
		5千円超～1.5万円以下	(保険料・掛金の合計) × 1/2 + 2,500円	
		1.5万円超	1万円	
	上記①と②がある場合	5万円以下	①、②それぞれ計算した額の合計	2.5万円
5万円超	2.5万円			

※ 短期損害保険契約については平成18年度契約分で全廃した。

※ 保険料等の区分が上記①と②の両方に該当する場合はいずれかを選択適用する。

6. 日本郵政公社の民営化に伴う税制上の整備

(所得税・相続税)

(1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度(所得税)

障害者等の少額貯蓄非課税制度において下記について元本350万円までの利子等について非課税とされていた。郵政民営化(平成19年10月1日)後は①の郵便貯金への預け入れに関しては、②の少額預金の利子所得の非課税制度の中に組み込まれ、廃止される。

① 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度

② 障害者等の少額貯金の利子所得の非課税制度

③ 障害者等の少額公債の利子所得の非課税制度

なお、経過措置として郵政民営化施行日前に非課税の適用を受けていた郵便貯金の利子については引き続き非課税の適用を受ける。

(2) 小規模宅地等の評価減特例

(相続税)

特定郵便局の敷地について、相続開始後5年以上引き続いて郵便局舎の敷地として貸し付けている場合は、国営事業宅地等として小規模宅地等の評価減(400㎡まで80%の評価減)の適用があったが、郵政民営化(平成19年10月1日)以後に新たに賃貸借契約が結ばれた場合においては、国営事業用宅地等に係る評価減の特例の適用の対象外となる(200㎡まで50%の評価減は適用できる)。なお、経過措置として、平成19年9月30日以前に締結された賃貸借契約については国営事業用宅地等として評価減の適用を受けることができる。